更新時講習及び特定任意講習の委託に係る公安委員会の認定審査等について

【　講習業務の概要　】

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の３第１項（更新を受けようとする者の義務）の規程に基づき免許の更新を受けようとする者に受講が義務付けられた法第108条の２第11号に掲げる講習（以下「更新時講習」という。）並びに法101条の３第１項ただし書き及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の６第２号の規定に基づき沖縄県公安委員会が行う講習（法第108条の２第２項に掲げる講習で法第97条の２第１項第３号ホに規程するもの）で、運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号）第２条で定める基準に適合する講習（以下「特定任意講習」という。）

【　委託の根拠　】

法第108条の２第３項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の３の規定により、令和９年度の更新時講習及び特定任意講習を沖縄県公安委員会が委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人又は一般財団法人その他の者に委託することとします。

※　更新時講習及び特定任意講習の委託契約を希望する一般社団法人又は一般財団法人その他の者は、沖縄県公安委員会が行う審査を受け、更新時講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものと認定されなければなりません。

【　委託業務の内容　】

委託業務の内容は次のとおりです。

１　更新時講習の実施（運転免許センター、同中部支所、同北部支所、同宮古支所、同八重山支所、与那国島、西表島、南大東島、伊江島）

２　特定任意講習の実施（久米島）

３　講習受講終了者に対する終了証明書の作成・交付に関する事務

【　公安委員会が認める者としての要件　】

Ⅰ　一般社団法人又は一般財団法人の場合

１　道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人

２　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、監査役、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下「役員等」という。）に法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当する者のない一般社団法人又は一般財団法人

３　委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれている一般社団法人又は一般財団法人

⑴　更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第７号）第11条及び特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）第４条に規定する者を委託業務の講師として21人以上充てることができること。

⑵　法第74条の３に規定する安全運転管理者としての経歴を１年以上有する者がおり、かつ、同人を委託業務の責任者として指定することができること。

⑶　委託業務に関しトラブルが生じた場合は、責任者において即時対応が可能であること。

４　委託業務を行うのに必要かつ適切な組織及び設備

⑴　必要な組織

ア　本県に事務所を有していること。

イ　責任者及び委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあること。

ウ　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うことができること。

⑵　必要な設備・技量等

教本、運転適性検査用紙、ＤＶＤ等の視聴覚教材、運転適性検査器材、運転シミュレーター及び講義室を用いて委託業務を行うことができること。

⑶　経理的基礎

ア　純資産又は正味財産が500万円以上であること。

イ　経営状態が著しく不良でないこと。
ウ　原則として、１年以上の営業実績を有していること。
エ　法人税又は所得税の滞納がないこと。

Ⅱ　その他の者の場合

１　役員等に法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当する者のない法人。なお、法人以外の場合は、法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない者

２　委託業務を行うのに必要な能力を有する者が置かれていること。
Ⅰの３に同じ。

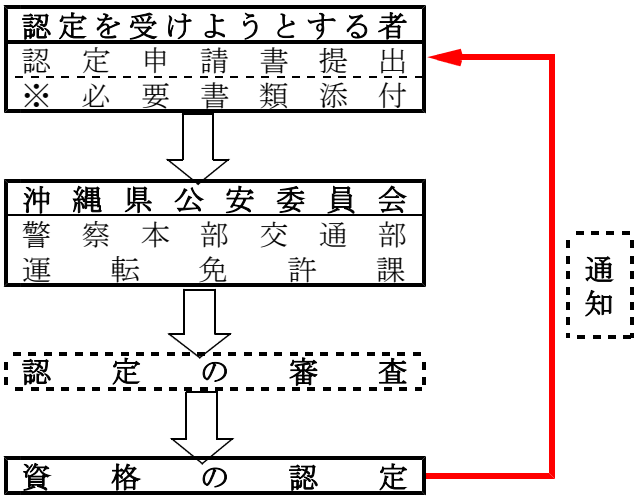
３　委託業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び経理的基礎

⑴　必要な組織
ア　本県に本店又は営業所を有していること。
イ　Ⅰの４の⑴のイに同じ。
ウ　Ⅰの４の⑴のウに同じ。

⑵　必要な設備
Ⅰの４の⑵に同じ。

⑶　経理的基礎
Ⅰの４の⑶に同じ。

【　認定までの流れ　】



【　認定申請書に必要な添付書類　】

Ⅰ　一般社団法人又は一般財団法人の場合

１　定款若しくは寄附行為又はこれに準ずる書類
２　登記事項証明書
３　役員等の氏名及び住所を記載した名簿
４　役員等全員に係る次の書類
⑴　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）
⑵　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）
５　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書）
６　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）
７　責任者に指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面
８　本県に事務所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し）
※　登記事項証明書に事務所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。
９　営業概要書
10　納税証明書（法人事業税及び法人県民税）
11　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書。ただし、提出後、公安委員会から求めがあった場合は、過去３年分の決算報告書）
12　設備一覧表（設備等を保有していることを証明する書面）

Ⅱ　その他の者の場合

１　個人事業者である場合は、次に掲げる書類

⑴　個人事業者の経歴を記載した書面

⑵　役員等の氏名及び住所を記載した名簿

⑶　個人事業者及び役員等全員に係る次の書類

ア　住民票の写し（住基法第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）

イ　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）

⑷　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書）

⑸　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）

⑹　責任者と指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面

⑺　本県に本店又は営業所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し

※　登記事項証明書に本店又は営業所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。

⑻　営業概要書

⑼　納税証明書（所得税）

⑽　確定申告書等の決算報告書

⑾　設備一覧表（設備等を保有していることを証明する書面）

２　法人である場合は、次に掲げる書類

⑴　定款又はこれに準ずる書類

⑵　登記事項証明書

⑶　役員等の氏名及び住所を記載した名簿

⑷　役員等全員に係る次の書類

ア　住民票の写し（住基法第７条第５号に規定する戸籍（日本国籍以外の者は国籍等）が記載されているものに限る。）

イ　診断書（アルコール中毒、薬物中毒でない旨のもの）

⑸　委託業務従事者名簿（委託業務に従事する者の履歴書及び資格要件を証明する書面）

⑹　誓約書（法第51条の８第３項第２号イからホまでのいずれにも該当しない旨のもの）

⑺　責任者に指定する者は、安全運転管理者としての経歴を１年以上有することを証明する書面

⑻　本県に本店又は営業所を有することを証明する書類（登記事項証明書又は賃貸契約書の写し

※　登記事項証明書に本店又は営業所の所在地の記載がない場合は、賃貸契約書の写しを添付すること。

⑼　営業概要書

⑽　納税証明書（法人事業税及び法人県民税）

⑾　貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（直近の決算報告書。ただし、提出後、公安委員会から求めがあった場合は、過去３年分の決算報告書）

⑿　設備一覧表（設備等を保有していることを証明する書面）

【　申込み受付日時・場所　】

１　受付日時

令和８年12月11日（金曜日）から同年12月18日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時までの間（時間厳守）

２　受付場所

沖縄県警察本部交通部運転免許課（豊見城市字豊崎３番地22）に直接書類を持参して申請して下さい。沖縄本島以外からの申請については、下記の問合せ先に問い合わせてください。

【　問合せ先　】

沖縄県警察本部交通部運転免許課　講習係

電話番号　098－851－1000　　内線　575

【　申請書類の記入方法　】

申請書類等を記入する場合、黒のボールペン又は万年筆で記入して下さい（パソコン等で作成してもかまいません。）。

【　その他　】

複数の運転免許関係講習の委託業務に申請する場合は、次のとおり提出してください。

1　認定申請書　１部
2　添付書類のうち委託業務従事者名簿及び設備一覧表は、講習別に作成（各１部）
3　その他の添付書類　１部